

税 務 と 経 営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

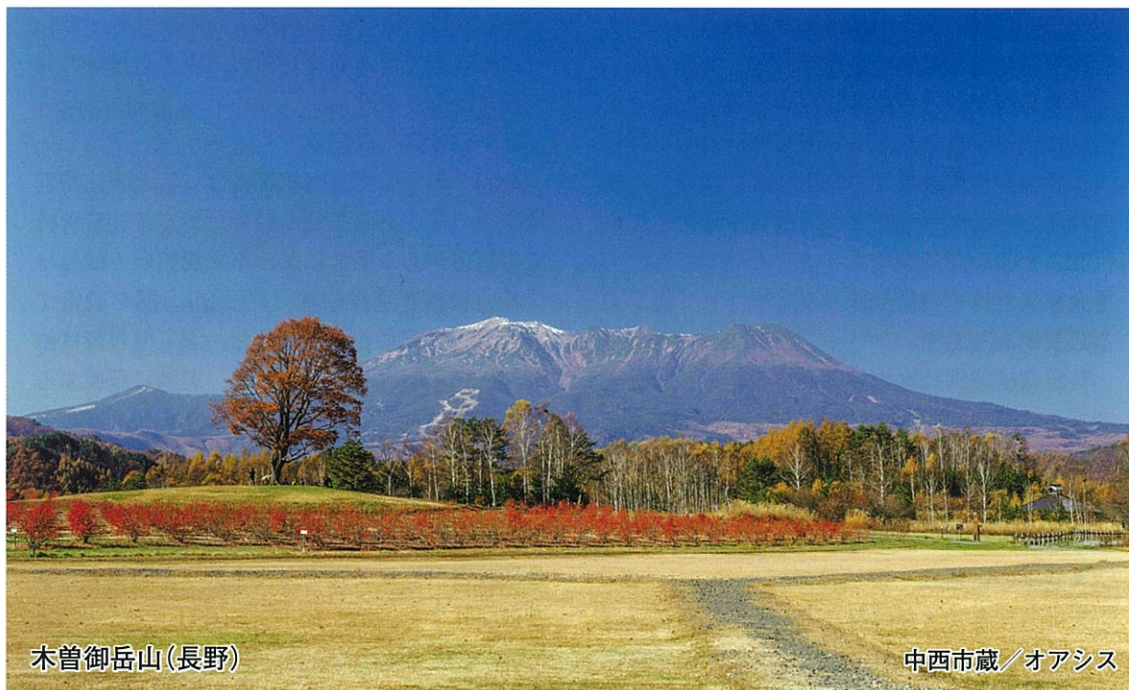
長所発見

小売業は「人間産業」だとよく言われますが、J・フロントリテイリング前社長好本達也氏が大切にしている言葉が二つあります。一つ目は「一生懸命」。新入社員時代、不器用ながらも一生懸命にお客様と向き合う中で、人の心に最も深く届くのは「真摯で誠実な姿勢」であることに気づいた。二つ目は「長所発見」という考え方。大きなプロジェクトで、もっと有能な人がいればと考えたこともあったが、後年そのメンバーは重要な局面を支えるキーマンとして活躍している。その才能の片鱗を私は見逃していた。人は短所こそ目に付きやすいが、長所は丁寧に観察しなければ見つけられない。まず長所を探す。(日本経済新聞)

ヒントヒント

税 務 ミニガイド

国税庁の令和6年度査察調査の概要によると、検察庁の告発した件数は98件、脱税総額(告発分)は82億円となっています。令和6年度中の一審判決99件全てに有罪判決が言い渡され、13人に対して実刑判決(査察事件単独で最も重いものは懲役2年6月)となっています。



木曽御岳山(長野)

中西市蔵/オアシス

特定親族特別控除

□特定親族特別控除の創設

令和7年度税制改正によって、特定親族特別控除が創設されました。ここでは、その内容と実務上の留意点について確認していきます。

□特定親族

特定親族特別控除の対象となる特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（大学生年代）の親族等で合計所得金額123万円以下の者のうち控除対象扶養親族に該当しないものです。

□特定親族特別控除額

特定親族特別控除額は、合計所得金額に応じた次の金額です。

- ①58万円超85万円以下－63万円
- ②85万円超90万円以下－61万円
- ③90万円超95万円以下－51万円
- ④95万円超100万円以下－41万円
- ⑤100万円超105万円以下－31万円
- ⑥105万円超110万円以下－21万円
- ⑦110万円超115万円以下－11万円
- ⑧115万円超120万円以下－6万円
- ⑨120万円超123万円以下－3万円

□特定親族特別控除申告書

年末調整で特定親族特別控除の適用を受けるためには、新設された特定親族特別控除申告書（基礎控除申告書等との兼用様式）に特定親族の氏名、合計所得金額またはその見積額を記載（収入金額の記載欄はありませんので、合計所得金額またはその見積額のみ記載）して提出する必要があります。

特定親族特別控除の対象となる親族が非居住者である親族（国外居住親族）である場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に親族関係書類及および送金関係書類の提出または提示が必要です。

□実務上の留意点

- ①夫婦共稼ぎで子が両親双方の特定親族に該当する場合には、両親どちらか一方の特定親族



○10月を英語でオクトーバーといいますが、このオクトーバーは8のことです。足が8本あるタコは英語でオクトパスと言います。余談ながら、イカは10本足ですが、タコもイカも同じ頭足類で、足は4対、8本です。イカは獲物を捕るための触腕が2本ついているのです。ローマ暦は古くは3月が年の始めでしたので10月は8番目ということで、2か月ずれたまま現在にいたっています。



にのみ該当するものとされます。

- ②特定親族に該当する人が他の人の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、特定親族または配偶者特別控除の対象となる配偶者のどちらか一つにのみ該当するものとされます。
- ③双方がお互いに特定親族として適用を受けることはできません。
- ④特定親族が障害者に該当する場合であっても、扶養親族ではありませんので障害者控除の対象にはなりません。

□源泉徴収簿への記載

令和7年分の源泉徴収簿には、特定親族特別控除額の欄がありませんので、特定親族特別控除の適用がある場合には、年末調整欄の欄外に「特定親族特別控除額（⑰－2）」欄を設定するなどして記載します。なお、源泉徴収簿は法定の様式ではありませんので、別紙に記載する等の方法によっても差し支えありません。

□源泉徴収票

特定親族特別控除の創設に伴って、特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載することになります。

「青色申告」と 「白色申告」について

個人の所得税等確定申告や法人の法人税等確定申告を行う際などの場面で、どこかで「青色申告」という言葉を耳にしたことがあるかと思います。この「青色申告制度」は、税務署に対して、「青色申告承認申請書」等の届出書の提出など、一定の手続きを行うことによって適用を受けることができ、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度となります。

(1)青色申告制度とは

青色申告制度は、1949年のシャープ勧告に基づき施行された制度であり、所轄税務署長に「青色申告承認申請書」の届出書を提出したうえで、承認を受け、正規の簿記もしくは簡易帳簿に基づいて帳簿を記載し、その記帳から所得税又は法人税を計算して申告します。なお、青色申告ではない申告方法は、白色申告と呼ばれます。

(2)所得税法上の青色申告

個人の所得税等確定申告上において、不動産所得、事業所得、山林所得の所得がある個人事業主は、青色申告制度の適用を受けることができます。青色申告制度の適用を受ける場合には、複式簿記や簡易簿記などによって一定の帳簿書類を作成する必要があるものの、「所得税の青色申告特別控除」や「青色事業専従者給与」、「少額減価償却資産特例」などの特例を一定の条件の下で受けることができます。そして、「白色申告」の場合と比べ、所得税等の税負担の軽減という恩恵を受けることができます。

(3)法人税法上の青色申告

法人が「青色申告者」である場合は、青色申告制度の恩恵を受けることができます。赤字を最大で10年（個人の場合は最大3年）繰越すことが可能であり、欠損金の繰り戻しによる法人税の還付を受けることも出来ます。「少額減価償却資産特例」の適用も可能です。しかしながら、法人の場合は資本金の金額等によって、一定の制約を受ける場合があるため、注意が必要です。

ナマの税務相談室

Q 相続開始後、遺言執行人（相続人の内の一人）が公正証書遺言に基づいて、日本赤十字社へ寄付する手続きを行っています。

日本赤十字社のパンフレットによると、この遺贈による寄付が実行されると「証明書」が発行されるそうです。この日本赤十字社へ寄付する金融資産の金額については相続税法第12条第1項第3号の非課税財産と考えて良いでしょうか。

また、租税特別措置法第70条の非課税措置を受けるときは相続税申告書に第14表と証明書添付が必要ですが、この遺贈による寄付については相続税の申告書に記載および証明書の添付等はいらないのでしょうか。

A 遺言による寄付は、遺贈に該当し、その受遺者が遺贈を原因として被相続人から当該遺贈に係る財産の所有権等の権利を直接に取得することになります。

公益法人に対する遺贈と 相続税の非課税財産

従って、その遺言に係る受遺者が日本赤十字社である場合には、その遺贈に係る権利は被相続人から直接当該日本赤十字社に移転し

ますので当該財産の価額が当該被相続人の相続に係る相続税の課税価格に算入されることはありませんので相続税法第12条の規定の余地はありません。

ただし、その公正証書を当該相続税の申告書に添付する必要があると考えます。

なお、租税特別措置法第70条第1項の規定は相続又は遺贈により取得した財産等のうち、同項に規定する特定の財産を当該相続開始後で、その相続に係る相続税の申告期限までに寄付した場合に限って当該特定の財産をその取得した相続人又は受遺者の相続税の課税財産に算入しないという規定であります。

なお、この寄付財産が特定の財産に相当するという証明は必要であると考えます。

ナマの税務相談室

インボイス制度 に関するQ & A

1 インボイス制度開始に際し、「インボイス制度に関するQ & A」が公表され、例えば、適格請求書に記載する名称については、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。などと解説されていました。その後、何度もの追加や訂正がなされていますが、改めて確認しておいたらよさそうなものをいくつか拾ってみました。

1 適格請求書は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、電磁的記録を含む書類全体で、適格請求書の記載事項を満たせばよい事になります。領収書等に

インターネット上のURLを表示しておき、そこにアクセスする事で適格請求書の記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、適格請求書の記載事項を満たす事として差支えありません。

2 適格請求書発行事業者であっても、消費者に対しては適格請求書を交付する義務は生じません。しかし、消費者限定の事業であっても、その中にたまたま課税事業者がおり、その者から適格請求書の交付を求められた場合には、消費税法上、その交付義務は生じます。

3 適格請求書の交付に当たっては、電磁的記録を提供する方法により行うことも可能です。その方法に拠っ

ているにも拘わらず、書面による交付を求めてきた事業者に対して印刷代に係る実費相当分の手数料等一定の金銭的負担を求めることとしても、当該手数料等が社会通念上相当と認められるものである場合には、直ちに問題になるものではないと考えられます。

4 後日、レシート亡失の顧客から再交付を求められる場合、商品の販売時に適格簡易請求書を交付しているのであれば、一義的にはその時点で交付義務を果たしている事になるので、後日の交付請求で再度交付義務が生じる事はありません。

5 事務所を賃借し、口座振替により家賃を支払っているような場合、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されていて、口座引き落とし通帳を併せて保存していれば仕入税額控除の要件を満たす事になります。

8日寒露、23日霜降。

稚魚

「十月や鶏頭の雨椎の風

になりかねません。

掛金管理や与信管理は大切

です。特に中小企業では、

取引先一社の倒産が致命傷

になりかねません。

「十月の海は風いだり蜜

柑船 子規」

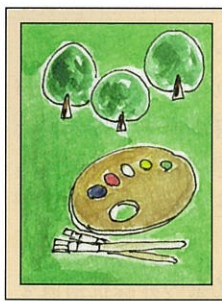
10月、快適な季節です。

「稲懸けて里しづかなり

後の月 蓼太」

「十月の海は風いだり蜜

柑船 子規」



ふだんは本番のように、
本番はふだんのように。

(宮本武蔵)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 (税務署長より)
- 8月決算法人の確定申告
- 8年2月決算法人の中間(予定)申告

10日
15日
31日
〃
〃

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 8年2月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収分第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。